

第4回 大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理委員会 会議録

平成20年8月12日(火)午後1時30分～午後3時10分
市役所 P1（屋上階）会議室

林総務担当課長：ただ今から、第4回大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理委員会を開催させていただきます。委員の皆様方には、お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。委員会の開催に先立ちまして、本年4月に本市の人事異動がございましたので、あらためて、事務局から本日ご出席の皆様を紹介させていただきます。

阪井 紘行（さかい ひろゆき）委員長です。

細見 三英子（ほそみ みえこ）副委員長です。

小野 一郎（おの いちろう）委員です。

松下 義行（まつした よしゆき）委員です。

次に、大阪市側の出席者をご紹介します。

京極 市民局長です。

市民局 森田 理事です。

同じく 山本 市民部長です。

同じく 宮花 人権室長です。

経済局 小嶋 産業振興部長です。

同じく 諫山 事業適正化担当部長です。

環境局 西山 環境保全部長です。

健康福祉局 山田 生活福祉部長です。

教育委員会事務局 岡田 総務部長です。

私、事務局の市民局総務担当課長の林でございます。紹介は以上でございます。それでは議事に入りたいと思います。阪井委員長よりお願いいたします。

阪井委員長：それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。本日は、公開といたしております。会議概要の作成とホームページの公表は、従前どおり事務局で行っていただき、事前に各委員の確認をとっていただきますようよろしくお願いいたします。現在のところ、傍聴者は8名でございます。本日は、本年2月に開催いたしました第3回の委員会で細見副委員長からご指摘があったと思うのですが、大阪市の不適正資金の調査で明らかになりました、同和対策事業の工場アパートや資源再生共同作業場に関して、経済局、環境局における不適正資金の問題について、その調査内容や今後のあり方について、まず京極市民局長から報告をいただいたあと、地対財特法期限後の事業等の見直しの進捗状況に

ついて市民局から報告をいただくということにしたいと思います。京極市民局長、よろしくお願いします。

京極市民局長：まずはじめに、大阪市のこのたびの一連の不適正な手続きによる資金等の問題に関しまして、市政への信頼を大きく失墜させ、市民の皆様をはじめ多くの関係者の方々に多大なご迷惑をおかけいたしましたことに対し、深くお詫び申し上げます。また、その中でも、地対財特法期限後の事業等の見直しの対象となっております、資源再生共同作業場及び工場アパートに関しまして、不適正な資金等の実態が存在いたしましたことにつきましては、この見直しそのものに対する信頼を損ねるものでありまして、誠に申し訳なく思っております。

以下、着席で説明させていただきます。

2月の第3回委員会におきましても、当時はまだ環境局におきまして約1,300万円の預金通帳が発見されたということが報道された当初の段階でございましたが、委員の皆様方から「見直し事業全体に対する市民の信頼を失墜させることとなり、非常に残念である。原因究明が必要」との厳しい指摘をいただいたところでございます。

本日はまずこの資源再生共同作業場及び工場アパートの問題につきましてご報告させていただき、委員の皆様のご意見をいただきたいと存じます。

まず、資料1をご覧くださいと存じます。これは、この事業にかかる不適正資金についての調査結果を簡潔にまとめたものでございまして、表面1ページは経済局、裏面2ページは環境局の個表でございます。詳しくはこの後、経済局及び環境局からご報告させていただきますが、不適正資金の概要を簡単に申しますと、この資料1の上段「問題の発生理由」にございますように、平成13年度の特別措置法失効まで同和対策事業として実施されておりました資源再生共同作業場管理運営業務につきまして、実態として職員が業務を代行しており、受託団体、当時的大阪市同和事業促進協議会でございますが、この受託団体への委託費から消費税を除いた額が団体より職員名義の金融機関口座に振り込まれておりました。

経済局と環境局は、2か所ございます作業場の管理運営業務を1か所ずつ1年交替で行いまして、本来事業目的に使用した額以外の残額が生じた場合には折半するなどして口座に蓄積しておりました。それを、経済局は、工場アパートの賃料補填などに支出するなどに費消し、環境局は、大半は蓄積しておりましたが、一部を別事業に支出するなどしていたものでございます。

それでは、詳細を経済局及び環境局から報告させていただきます。

小嶋産業振興部長：冒頭にご報告申しあげる前に、今回この資源再生共同作業場、また工場アパートの資金につきまして、不適正な取り扱いを行いまして、市政全般へ

の信頼を大きく失墜させるとともに、市民の皆様方や見直し監理委員会の皆様方をはじめ、関係の皆様方に対しまして、大変大きなご迷惑、またご心配をおかけいたしましたことに対しまして、深くお詫びを申しあげます。座らせていただきまして、資料2の方の説明をさせていただきます。

まず、資金の概要でございますが、平成13年度の特別措置法失効まで旧同和对策事業といたしまして実施されておりました資源再生共同作業場管理運営業務において、実態として職員が会計業務を代行しておりました運営委託費から消費税を除いた額が、職員名義の民間口座に振り込まれていました。

経済局及び環境局の両局で、2か所ある作業場の管理運営業務を1か所ずつ1年交替で行い、残額が生じた場合には折半するなどして、それぞれの局において口座で管理をしておったということでございます。

調査経過でございますが、2月の全庁調査におきまして、環境局から総務局に対し、不適正資金の可能性のある資金が管理されている通帳の存在が報告されましたけれども、「不正に捻出し、いったんプールした」という不適正資金の定義には、当時、該当しないものとして除外されておりました。経済局においても調査を行いましたけれども、同種の資金を管理していたということは過去あったとしたものの、その通帳の存在は確認できず、その旨の報告を行ったところでございます。しかしながら、その後3月市会での議論を受けまして行った調査におきまして、経済局におきましても同様の資金を管理しておって、環境局とのやりとりなど事実の一部が判明したわけでございます。

資金を管理していた通帳は平成18年に処分されておきまして、通帳履歴を平成20年4月1日及び3日に復元をしたことによりまして、事案の解明が進んだ結果、共同作業場への委託料の残額は、同じ担当が所管しておりました工場アパート賃料の未収分の補填に流用されていたことが判明いたしました。また、他の関係書類については保存期限を経過し廃棄されていたため、資金の使途を明らかにすることができませんでした。

返還金につきましては、共同作業場の事業目的以外に使用された額が、使途不明なものとして返還を求められたところでございます。返還の範囲については、原則10年間とされていますが、経済局におきましては、事実関係が判明している平成6年度まで遡りまして、返還認定額全額を所属において返還すべきであるとされました。返還額は、内訳で申しあげますと、その下にございますが、使途不明支出金が約1,277万円、それから、工場アパート補修等の目的外の経費が約10万円くらい、残額が246万円ございましたので、合わせまして、その下の返還額1,538万円あまりとなっております。

次、4番でございますが、事業の見直しでございます。資源再生共同作業場というのはもともと大気汚染をはじめとしました公害防止対策、及び零細企業支援という意味で開始をされた事業でございます。零細企業支援といった役割

については、一定果たしてきたものと考えておりますが、現在の入居率は矢田で41%、浅香で48%でございますし、またその使用実態、稼働状況をみますと、必ずしも必要な施設とはいえないと考えておりまして、今、経済局としましては、矢田の資源再生共同作業場につきましては、年度末を目途に廃止に向け取り組みを行っていくとともに、浅香資源再生共同作業場と工場アパートにつきましても、組織体制の強化を図りまして、事業の整理を精力的に進めると表明したところでございます。これは、4月21日の市会文教経済委員協議会において、表明をしたところでございます。

この方針に基づきまして、経済局では、7月1日から部長、課長代理級、係長級3名を純増いたしまして、7月28日は、府警のOBの方1名も加わっていただきまして、組織体制の強化を図って、事業適正化に向けた取り組みを精力的かつ迅速に進めておるところでございます。

これまでの取り組みといたしましては、矢田資源再生共同作業場につきましては、賃借人が協同組合になっていますが、この協同組合に対しまして、来年の21年の3月31日で供用廃止及び賃貸借契約を更新しないという旨の通知書を、7月8日付けで発送したところでございます。

工場アパートにつきましても、施設の統合・廃止など事業の整理に向けまして、使用実態の調査に着手したところでございます。経済局からの報告は以上です。

西山環境保全部長：先ほども、経済局の方から申しあげられましたけれども、今回の資源再生共同作業場の管理運営業務につきましては、不適正な手続きがございまして、市民の皆様や関係者の皆様に大変ご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

それでは、資料3に基づきまして、環境局の方からご説明いたします。説明が先程と一部重複する点あるかもしれませんが、どうぞご了承いただきますようお願いいたします。

まず、1番目といたしまして、今回の問題の契機となりました通帳の発見の経緯について記載をしています。

本年の2月5日に全庁的な内部統制連絡会議で、市長から不適正資金等に関しまして徹底調査を行うよう指示がございました。これを受けまして、当局内で調査を行った結果、同日、当局の大气騒音担当課長代理の机の引出しの中から、担当課長代理名義の通帳4冊が発見されました。これは、資源再生共同作業場の事務に関するものといたしまして、前任者から引き継がれたものでございまして、発見時の通帳での残額は13,351、703円でございます。この背景となりました共同作業場に係ります事業の概要でございますけれども、昭和50年代に大和川の河川敷等におきまして、資源再生業者によります廃電

線等の野焼きによる公害が発生いたしましたことから、当時の環境保健局が公害防止対策事業といたしまして、また、経済局が資源再生業の指導育成事業といたしまして、共同で廃電線等を機械処理する設備を備えた施設として、昭和52年に矢田の共同作業場を、昭和56年に浅香の共同作業場を設置したものでございます。詳しくは3ページの方に施設の概要ということで参考であげさせていただきますいておりますが、それぞれ矢田、浅香につきましての所在地、面積、建築面積、建築物の内容を記載させていただいております。

とりわけ、当局の関係では、主要機械器具類というふうなことで、いわば物理的に廃電線を処理するための破碎等々の設備を整備いたしましたものでございます。それぞれが52年10月、また56年4月というふうな竣工となっております。

1ページに戻っていただきまして、2番のところの2つ目のポツでございますが、本事業につきましては、同和対策事業ということで、平成13年度まで管理運營業務を大阪市同和事業促進協議会に委託し、実施をしております。

次に、通帳の資金の動きでございますけれども、大阪市が管理運営の委託費を市同促に支出をいたしまして、市同促から消費税を除きました金額が、当局の課長代理名の口座に振り込まれておりました。この資金は、共同作業場職員の給与等の人件費や機械器具の修繕代等の物件費など、共同作業場の管理運営のためにほとんどが使用されたものでございます。出納帳や入出金を表わす資料により確認いたしましたけれども、私的な流用等の事実は確認されておりません。

次に、4番目といたしまして、このような余剰金が蓄積されました理由でございますけれども、通帳の残高につきましては、市同促から通帳に振り込まれました入金金額と出金金額の差額が残金として蓄積されたものでございます。関係者からの聴き取りによりますと、残金につきましては、作業場の高額な機械の大規模な修繕など、不時の多額の出費に備えて備蓄しなければならないと考えられていたと推定しております。

次に、5番目の資金の管理でございますが、通帳の資金につきましては、市から交付されました委託金を委託先の団体に代わり本市職員が管理いたします、いわゆる公金外現金に相当するものと推定いたしております。当局が委託先の行うべき事務処理等の支援を行っていたことにつきましては、本事業が本市の同和対策事業に位置づけられておまして、地域改善対策特別措置法に基づきまして、地方公共団体は「特別の措置を講ずること」とされていたことから、その趣旨に沿ったものと推定しております。

次に、6番目で、経済局との資金の出入りについてでございますが、環境局と経済局は、管理運營業務委託契約の対象作業場を両局で年度毎に交替させて、事業を実施しております。例えば、環境局は矢田作業場を担当した翌年には、

浅香作業場を担当しておりました。担当いたしました共同作業場で余剰金が発生いたしました場合、その余剰分の2分の1を相手に支払っておりました。なお、平成11年、12年、13年度では、上記の精算金と経済局への一時貸付金とを合わせて、両局の間で8回の入出金がありました。

次に、7番目といたしまして、共同作業場の管理運営業務以外への支出でございますが、通帳の資金は共同作業場の管理運営経費として支出されておりましたけれども、通帳や出納帳、領収証等の資料から、共同作業場の事業と直接関連性がないと思われる局の他の業務のために使用されたもの及び使途不明なものが75万4千円ございました。

8番目に返還金でございますが、返還対象額は、先程申しあげましたが「事業目的外及び使途不明の支出と通帳に残っておりました保管の残額」というかたちで認定をされております。その内訳でございますが、事業目的外の支出が504,000円、使途不明の支出が250,000円、保管残額が13,351,703円、合計対象額といたしましては、14,105,703円でございます。

次に、9番目といたしまして、資源再生業公害防止対策事業の終息ということでございます。資源再生共同作業場では、現在、ばい煙や悪臭等の公害はすでに発生はしておりませんし、公害防止の観点から一定の成果を得たものと考えております。また、環境基本法第8条の規定でございますように、事業活動を行うに当たって公害を防止するための必要な措置を講ずる責務は事業者が負っている、という観点から、当局の「資源再生業公害防止対策事業」は平成19年度末をもって終息をいたしました。説明は以上でございます。

阪井委員長：ただいま、環境局と経済局から説明いただきましたけれども、委員の皆さんからご意見、ご質問等はございませんか。

細見副委員長：この見直し委員会でも、経済局と環境局が交互にやっておられるこの事業については、何度かご質問したことがあったんですけども、その時に、ほんとに私たちはよくわからなかったし、きちっとした説明もなかったという、そういう経緯があったのは、今皆さんおっしゃってたとおりなんです。そのときに、私たちも、「よくわかりません」ということをもっと強く言えばよかったんですけども、見直しということで精力的にやっていたというように、私たちも信頼しておりましたので、そこまではそれ以上は言わなかったというような経緯があって、そういうことがかえって、この見直し委員会の、市民に対する、市民からの評価といったらおこがましいですけど、そういう見直し委員会とか市政改革に対する評価を著しく落としてしまったということは、非常に残念なことで、ぜひ今後そういうことがないように、私個人として

も強く申しあげたいということがひとつです。問題がわかったときに、おかしいと思ったときに、なぜ徹底的な調査や分析が行われなかったか、その一言につきるというふうに思うんです。そういうことは、今後に活かしていただきたいと思って今回の分析表を見させていただいたんですけれども、環境局のこの事後分析は、なるほど、そういうことであったのかと、それと特別措置法との関連で、こういうことが行われていたけれども、特別措置法が失効した段階で、もうこういうことというのは絶対にあってはならないことだということで、非常によくわかりました。

経済局のこの事後分析というのは、そういう意味で言いますと、責任の所在とか、担当部局としてこうしたい、あるいは、こうであったという分析の仕方ではなくって、物足りないというように思います。どっちがいい、悪いというのではなくて、局の姿勢として、やっぱり、しっかりとわかりやすく、当事者として、担当部局の当事者として分析をしていただいて、こういうふうな対策をしたというような形にさせていただかないと、なんだか、今のを読んでおりますと、環境局が言ったから、それでみてみたら、あまりこっちとしてはそういうことは全然見られなかったというような分析のトーンですので、これでは再発防止に役立つような反省がなされているのかなと、思いました。

それと、もうひとつは、余剰金というのが多くあるわけなんですけど、何か計画性があって、そういうのに基づいて、例えば、何年後にどれくらいの設備投資のお金がいるからこうするとか、そういう余剰金の存在自身の計画性みたいなものがないような気がして、なんか貯めといたらいいだろうというようなことになっている。そういうお金っていうのは、まったく有効に活かされないということなんで、こういう余剰金がありましたから、これを返します、それでいいですよっていうことでは、ちょっと市民感覚としてはどうなのか。

それと、もうひとつは、環境局、経済局が1年ごとに交互にやっていたと。この1年ごとに交互にやっているということ自身が、切実な意味があるのか、あるいは、交互にやることによって、こんなにいいメリットがあるということなのか、なんかこう初めにやったからそれを続けてやりましょうというような感じで、1年交代になっているというような感じで、それもやっぱり問題をここまで引き伸ばした原因じゃないのかなというように私自身は感じました。

それと、もうひとつは、経済局の反省文のところで、未収分の穴埋めに使用していたというように書かれているんですけれども、だったらいいということにはならないと思うんですね。未収金を個人的に穴埋めさせるような仕事ぶりをしておられたのか、未収金があるということ自体を問題にして、じゃあ未収金をなくすにはどうしたらいいのか、という具合に考えることであって、個人で未収金を穴埋めにしていたので、これについてはそんなに咎めるべきものではないというような感じで書かれておるので、これもおかしいんじゃないか

と思いました。以上です。

阪井委員長：それでは、経済局の方から細見副委員長の質問に対して答弁していただけますか。

小嶋産業振興部長：私の方からお答えさせていただきます。

阪井委員長：ひとつは姿勢の問題、未収金の穴埋め、賃料の補填に使ったということ、その2つの質問を先に。

小嶋産業振興部長：2つというか、多分これは根っこは一緒かと思うんですけども。どうしてこういうことが起こったのかという経過だと思います。その前に、なぜお金が余ってきたのかという話があって、その計画があったかというところ、そこがあまりないままですね、余剰金があった、貯めこんでいったというところになります。そのあたりのやり方自身に問題があったと思います。

その前にですね、工場アパートの建設を整備していかないといけない、一方で、おそらくこれははっきりしませんが、当時、最初からですね、未収金なり滞納者というのは一定の割合でいたのではないかと考えております。ただ、一方でそのような存在を明らかにすることによって、今後の建設計画というのがうまくいかないのではないかと、そういう未納なり、そういったものが生ずるような施設を作るといえるのかどうかということが議論されるということ、嫌がったというか、避けたという面がございます。

一方では、当初からそこに入居された方が経済的に基盤が非常に弱いということで、実態として弱い方が入居されていた。当時、最初は、おそらくそんなにボリュームが少なかったですから、滞納額も大きくなかったんだろうと思います。ですから、後々、ちょっと待ってあげて、後から回収したらそれで穴埋めできるんじゃないかと多分、そういうような安易な考え方が当時あったのではないかと。

それが段々と、入居者が増えてきますと、また、バブルの崩壊、景気の低迷等が長く続いて、未納額もだんだんと増加してきたというのがあって、法期限後においても法期限内と同様の、特別対策事業における対応策と同じような便宜的な取り扱いをなかなか断ち切ることがなく、そういういろんな重たい経過がありながら、担当者も苦慮していた、悩んでいたということもあるんだろうと思います。不適正な取り扱いをそのまま続けてきたというふうに考えています。

この中で、本来であれば、特別対策から一般対策に移行した時点におきまして、それ以前からもそうかもわかりませんが、組織なりが、個人の責任という

ことではなく、組織一体として取り組んでいく姿勢が、本来は、なければならなかった。委員のご指摘のとおりだと思いますが、当時の我々の組織総体として、そういったことに気づくこともなく、真正面からそういったことについて取り組むことなく、適切な改善を図るということができていなかったというふうに考えていまして、まさに、委員のおっしゃっているところが、我々組織として深く反省するべきであるというふうに考えております。

阪井委員長：環境局のほうはよろしいですか。

西山環境保全部長：余剰金の問題について説明させていただきます。余剰金につきましては、先ほども申しあげましたけれども、市同促に委託されましたものが、我々担当の口座に振り込まれまして、そこから必要な人件費でございますとか、物件費を差し引いたものが余った場合には、それが累積して蓄積されたということでございます。平成13年度に地対財特法の期限が切れるまでは、当時の担当者の説明によりますと、急な際の機械の故障、機械の故障なんかでも、例えば、ものによりましては数十万いたしておりますので、そういった急な時の対応に必要ということで、余剰金を毎年精算せずに蓄積していたというふうに聞いております。

平成14年から、地対財特法が切れました以降につきましては、その時点で、精算をきっちりすべきであったものが、精算をせずに、そのままお金の動きはなくなったんですけども、通帳にそのまま残っている形でございます。そういう形ですので、なかなか余剰金についても、計画性みたいなものは、そこでは担保されなかったというふうな形でございます。

交互でやっていたメリットというご質問がございましたけれども、これにつきましては、2か所の共同作業場につきまして、それぞれの局が公害防止の観点と経済振興の観点でそれぞれの作業場について、予算化しておりました。1か所の作業場を運営しますのに両局の資金が合わせあってひとつの事業を行っていたということになっておりまして、当時の考え方で、それぞれの局が片一方の作業場をみてやっていこうということが続いてきたと聞いています。以上です。

松下委員：基本的な問題ではないんですけども、責任の所在とのからみでちょっと教えていただきたいんですが、返還金についてですけども、現金残高以外の使途不明金であるとか用途外経費があるということですが、これの返還については、これは、誰がどんな割合で返還されたんでしょうか。

池田工業振興担当課長：経済局からお答えいたします。まさに組織の問題であるということがひとつございます。従いまして、局長、部長、課長、課長代理というラン

クをおきまして、それぞれお願いをしてお金を集めたという形でございます。

西山環境保全部長：環境局でございますけれども、環境局の場合は、共同作業場管理運営業務以外で支出されましたものが2件ございまして、それらにつきましては、それぞれの担当、当時の担当課、関係者から返還いただく取り扱いをして、その他、根拠が明確でないものにつきましては、これまでその事業を担当しました者から、それぞれ返還を求めるという形でお願いをしました。

阪井委員長：ほかにはよろしいですか。

小野委員：すみません。いいかどうかの判断をできるだけの知識を持ち合わせておりませんで、わからないことばかりなので、素朴な疑問をいくつか申しますと、なぜ、この市同促の方から、お金を課長個人の口座に振り込むことが OK だったのかということがそもそもわからない。そのお金が、「一部は出金されて、差額が蓄積された」とありますけれども、出金するときはいかなる根拠に基づいて、どういう出金となされて、それがどう管理されたか全然わからないと。それが適正であれば、残金についてはどうするということがはっきり出てくるんでしょうけど、それすらわからなくて、差額があってそれが不明だったっていわれたって、全部がおかしいんじゃないかっていうふうに、つい思ってしまうんですね。これは、僕の誤解なのでしょうけれども、説明ではその辺がちょっとわからない。そもそも、こういう仕組みになってしまったこと自体がおかしいんじゃないかという気がするんですけど。

阪井委員長：市の予算執行としては、市同促に支出してそれで終わりになったんですよ。そこから、バックしていつている金だから、普通の市の支出であれば、余剰金が出ればその局に戻るんでしょうけれども、一旦執行しちゃってるから、そういう余剰金という形でプールしても別に市の監査も入らない。そういうあれじゃないですか。

小嶋産業振興部長：仕組みですけれども、本来であれば、市が直接執行しておりましたら、当然、市の職員が直接やるという形になりますし、また、委託をしている事業であれば、委託先に委託料をお支払いして、委託先から精算という形で、残余があれば還付していただく、そういう仕組みになるのが通例の場合だと思いますが、作業場につきましては市同促に一旦振り込まれて、そこから通常でしたら、作業場の管理をしているところで、市同促の下部なのか別のところに行くか、当然そういう仕組みになってもよかったかもわかりませんが、当時の皆さんがたの方で、そういうことをするのは、なかなかしづらい点あったかと思う

ので、経済局なり環境局なり、大阪市の職員が、代わりに管理をしたということになっております。支出につきましては、書類が実は経済局の方には残っていませんので、記憶に頼るしかないのですが、執行する際に、決裁を内部で取って、支出をしていたということを証言しているということでございました。多分、そうであったのだろうと思います。ですから、その都度は、それぞれの出金、執行については適切にされていたというふうに思っております。

西山環境保全部長：資金管理の問題ですけれども、この問題が発覚し、私どもの資料を調べまして、平成9年度以降につきましては通帳がありました。それから、11年度以降につきましては、出納帳でございますとか、それから支出につきましては、それぞれごとの支出の決裁、簡易的なものでございますが、関係の責任者までの簡易決裁、また領収書もございまして、全ての年度についてそろっていたわけではございませんけれども、少なくとも平成13年度の内容につきましては、全ての経費は決裁を経て支出されていたということは確認をされていることでございます。

小野委員：そういう市のお金を、市同促に払って、市同促から個人の口座に払うということについて、何か、法令上の根拠があってちゃんとされているのであれば、まったくいいんですけども、そうじゃなくて、根拠なくこういう処理をもしされているとすると、そのこと自体、本日も問題にはされていませんけれども、もしそうであるとすると、今後もまた再発する可能性のある事案のようにも見えるので、その辺ちょっとお聞きしたいんですが。

小嶋産業振興部長：法的な根拠という話になりますと、確かにその決裁が誰がやった決裁だという話になると、いわゆる委託先の決裁でもございせんし、市の正式な決裁でもないということではあります。ですから、担当事務を行っていた者が、一定の上司の判断により出していると、そういうことについて、これは大変不適切な支出であった、まさに、それは、実は不適切な支出であったと問われている、今回、不適正資金だったということなんですけれども、まさにそういう、非常に安易な手続きをやっていたという話が、まさにこの事態の本質であったと思います。

京極市民局長：結局、一旦公金が団体に形としては支出されておると。その団体内部で本来は、適切に使われたものについては、会計処理する必要がある部分について、職員が事実上代行しておったというのが今回の事実関係の簡単な構造でございます。結局、その委託事務を、また職員が団体に代わって会計処理するという仕組みについて、これは、もちろん、職員としては職務専念義務との関係で問

題があるということと、チェックシステムそのものが働かないのではないかという問題がございます。今大阪市全体で、委託事務のあり方についての検討が行われています。これは、経済局だけでなしに、他の部門でもそういう同じような事象が結果として行われているのがわかっておりますので、そういった是正策については、早急に出していくという方向で検討しております。この件については、事務を代行するというのも終わっておりますけれども、その他の件もがございますので、市全体として是正策を今後早急に打ち出すこととしております。よろしくお願いします。

阪井委員長：経済局と環境局の一事業の問題ですけれども、大阪市全体としては、こういうもの全体に取り組んでおられるわけですね。そういうことで、今後に活かしていただければと思います。経済局と環境局、一部局の問題じゃないと思います。

他にはございませんか？

この問題は、非常に巧妙というか、我々にすれば、少し不可解な、すっきりしないのがまだあるわけですが、実態解明もされて、返還もされたということですから、今後活かしていただきたい、他のことについてもということをお願いいたします。次に事業の見直しの進捗状況について、ご報告いただけますか。

京極市民局長：それでは、その他の見直しの進捗状況につきまして、現在でも課題となっている項目を中心に、ご報告させていただきます。

お手元の資料4をご覧くださいと思います。この資料は、進捗状況の概要をまとめたものでございます。また、資料5は見直し中の事業等のうち、課題と考えられます3項目につきまして、取り組みの現状と今後の課題等を記載したものでございます。後ほどご説明いたします。資料6につきましては、各事業の進捗状況等を詳細に記載しているものでございます。

それでは、まず資料4からご説明申し上げます。1ページですが、まず上段の「委託事業・補助金・貸付金・分担金」でございまして、見直し方針で対象となっておりました85事業中、真ん中の囲みにございまして、20年3月末までに、委託事業については49事業中35事業、補助金・分担金については30事業中19事業をすでに見直しております。なお、貸付金につきましては、6事業のうち、芦原病院貸付金については破産手続中でございます。

右の囲みは、引き続き見直しを行っている事業等を記載しております。

(1)の委託事業12事業のうち、経済局所管の工場アパート9事業と資源再生共同作業場2事業につきましては、先ほど経済局から報告がありましたので、省略させていただきます。

残る健康福祉局所管の、「理学療法士・作業療法士派遣事業委託」につ

ては、資料5の1ページをご覧ください。

この事業は、健康福祉局から社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会に委託して実施しているもので、理学療法士等を障害者会館に派遣して、障害者の方々に対しまして、個々に応じた訓練プログラムの提供・実施を行っている事業であります。

当初の見直し方針では、「障害者会館のあり方と併せて、平成18年度に今後の事業のあり方について検討し、方針を出す」こととしておりました。しかしながら「大阪市障害者支援計画・後期計画」との整合性や、障害者自立支援法に基づく「機能訓練事業」として実施するための課題整理に時間を要しているため検討が遅れているというのが現状でございます。2月の前回の委員会では「20年度の早期に事業の見直しに向けた方針を立てる」としておりましたが、まだ結論を得るに至っておりません。

今後、引き続き検討を続けまして、今年度中には結論を出してまいりたいと考えております。

残る委託事業「人権文化センター管理運営」、「市営住宅付帯駐車場管理業務委託」につきましては、裏面の「政策的課題の解消」のところでご説明させていただきます。

補助金・分担金につきましては、残る事業につきまして、本市の全体の方針に沿って見直しに取り組んでいるところでございます。

このうち特に、大阪府等とともに対応している補助金6事業、分担金3事業につきましては、これまでも本市から大阪府等に対して見直しを働きかけてきたところですが、6月には大阪府の大阪維新プログラム案が出され、7月の府議会において府の20年度本格予算が確定いたしました。この府の状況も踏まえて、対象となっているものにつきまして今後の対応を検討しており、今年度に見直しを行ってまいります。なお、府の維新プログラム案に対応する大阪市の対応素案につきましては近日中に公表する予定でございます。

続きまして、貸付金につきましては、芦原病院貸付金を除く5事業につきまして、引き続き返還金の回収と債権処理に取り組んでおりますが、特に課題となっております高校・大学の奨学金につきましては、債務者の所在確認等の現況調査や、実質的に返還免除とされてきた貸与者についての債権処理にあたっての課題整理に時間を要しております。

資料5の2ページにございますように、居所不明な者についての居所調査については、引き続き調査を続けているところでございます。

所在の確認ができています者につきましては、返還免除申請書・所得証明書等必要書類の提出を求め、前回の監理委員会でも申しあげましたように、少なくとも国の返還免除の基準、年収が生活保護基準の1.5倍以下、こういったものに該当する者につきましては、免除手続きを進める必要がございます。

そのために、人権上の課題に配慮しながら、現在、通知文の発送準備を進めているところでございます。

一方で、所得が国基準を超える者につきましては、2月の前回委員会でもご説明しましたように、大きくは、平成18年度当初考えておりましたような「一括債権放棄する」方法と、この当初の考え方を変更することとなりますが「国基準を超える者については返還を求めていく」いわゆる国基準をガイドラインとするという方法がございします。また、中間的な方法といたしましては、「市独自の免除基準を策定する方法」等も考えられます。それぞれメリット、デメリットがあり、慎重に検討する必要がありますがございします。前回の委員会でいただいたご意見、ご提案を踏まえて検討しておりますが、結論にはまだ至っておりません。

なおこの間、他都市の事例といたしましては、京都市におきまして、同和奨学金を実質的に返還免除としてきた「自立促進援助金制度」、これは、貸付金に対しまして返還資金を援助金として支給するといったものでございします。こういうものにつきまして、住民訴訟が提起されて、京都市が敗訴するという事態が生じております。この結果、京都市におきましても「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」が設置されて、現在この奨学金の返還問題、これにつきまして実質免除としておりましたから、新たな返還免除制度を創設するのか、あるいは国基準の返還免除制度とするのか、こういったことを中心とした見直しについての審議が続けられているところでございします。

我々いたしましても、こうした動きも見ながら、制度の経過の分析やリーガルチェック等を行います。今回は方向性を出すに至っておりませんが、今後、事務手続き、検討を早急に進めるとともに、課題の整理を行い、20年秋頃に開催を予定しております次回の監理委員会におきまして、委員の皆様方のご意見も再度いただきまして、処理についての方向性を出してまいりたいと考えております。貸付金については以上でございします。

次に、資料4の中段の(2)未利用地・建物等の使用についてでございしますが、「有償化や契約方法の整理を図るなど引き続き活用を図っていくもの」につきましては、92件のうち、2月時点では59件が措置済み、措置済みには至っていないものの方向性が明確になっているものが9件、それ以外のもの24件でございしました。その後の進捗により、現在、72件が措置済みでございします。また措置済みではないものの、方向性が明確になっているものが3件となっておりまして、残るものは17件となっております。

この17件のうち16件が共同浴場等の収益事業関係でございします。他の事案に比べまして、財産処分に関する国との協議が必要であったり、補助金の返還の問題等、解決すべき課題がございまして、なお時間を要しているところでございます。

また、次の「明け渡しや現状回復を図っていくもの」46件につきましては、

「明け渡し等が完了したもの」、これは32件ということで、2月時点と同じ件数でございますが、明け渡しは完了していないものの、訴訟中のものなど方向性が明確になっているものについては7件から11件に増え、残りは3件という状態でございます。

下段の、(3)の「特別な優遇措置等」についてでございますが、「引き続き見直しを行っているもの」1件は、健康福祉局所管の「もと浪速第1温泉施設の活用」でございます。これにつきましては、資料5の3ページをご覧くださいと存じます。

この「もと浪速第1温泉施設」でございますが、どのような施設であるのかを改めてご説明いたしますと、もともと浪速障害者会館の改修工事を計画した際に、その工事期間中において、利用者へのサービスの提供を確保するための代替施設が必要であるために、その当時、休止中であった共同浴場である浪速第1温泉を、「デイサービス」「機能訓練」「入浴サービス」等が実施できるよう、改修工事を行ったものでございます。スロープの設置など、バリアフリー化等の工事も合わせて行っております。この工事につきましては、平成16年1月から17年3月にかけて実施いたしました。

その後、障害者自立支援法の施行により、これまでの障害者への福祉事業が抜本的に見直されました。新たな事業体系に再編されることとなったことや、指定管理者制度が導入されることになった等の理由から、浪速障害者会館の改修工事については実施いたしませんでした。従いまして、この「もと浪速第1温泉施設」については、代替施設として活用されることのないまま、現在に至っているものであります。

この施設の今後の活用につきましては、2月の委員会でもご報告いたしましたように、障害者自立支援法に基づく事業等、障害者のニーズに応じたサービスが提供できるよう、公募によって施設の活用を図る方針といたしております。一方で、公募により障害者福祉に関する事業を実施する施設として活用する場合は、国等に対して、財産処分の承認手続きや、土地・建物についての売却や貸与等の転用手続きが必要となっております。

国におきましては、今年度当初に、財産処分に係わりまして既存施設を効率的に活用するために、財産処分の承認手続き、承認基準等の見直しを行ったところでございまして、今年度中に、国の新たな承認基準に基づきまして協議を進めてまいります。また、土地・建物の売却や貸付等の転用方法についても検討し、手続きを進めることといたしており、これらの財産処分あるいは転用に係る手続きが整い次第、公募による施設の活用を図ることといたしております。

続きまして、資料4に戻っていただきまして、裏面2ページをご覧くださいと存じます。「政策的な課題の解消」についてでございますが、概ね見直し方針通り進めているところでございまして、2月の監理委員会でご報告した内

容と大きな変化はございません。なお、2月以降に進捗等のあった部分にはアンダーラインを引いております。

まず1点目の「学校における職員配置の適正化」についてでございます。全市的な基準を超える管理作業員及び給食調理員の配置の見直しについては、平成19年度末で完了いたしました。

中学生の昼食に関しましては、12校で実施しておりました給食は本年3月末で廃止し、弁当を持参しない生徒への昼食提供事業を順次実施しているところでございます。

2点目の「青少年会館の管理運営業務」についてでございます。もと浪速青少年会館のグラウンドにつきましては、スポーツ施設としての条例化の検討を所管局で行ってまいりましたが、費用対効果や形状などの問題から条例化は行わないという結論となっております。もと青少年会館全体のあり方につきましては、人権文化センターのあり方と連携できるよう、今年の秋頃までに方向性を出すことといたしております。

次に4点目の「地域老人福祉センター管理運営」についてでございます。もと地域老人福祉センターにつきましては、20年度・21年度の2年間に限りまして、「高齢者等地域活動支援事業」として、プロポーザル方式により事業者を募集・選定して本年4月から事業委託をいたしました。名称を「地域活動支援プラザ」として、利用に供しているところでございます。

5点目の「障害者会館管理運営委託」につきましては、本年4月から、公募による指定管理者が管理運営を行っているところでございます。24年度以降の民間移管に向け課題の検討を行っているところでございます。

6点目の「ふれあい人権住宅の募集対象区域の拡大」につきましては、引き続き、募集対象区域を市域全体といたしまして、啓発を図りながら入居募集を実施しております。

7点目の「未利用地等の管理及び駐車場の管理運営」につきましては、引き続き、本市の「市有地を利用した駐車場の方向性について」の方針、及び「大阪市未利用地活用方針」に基づき、見直しに取り組んでいるところでございます。

8点目の「人権文化センター」につきましては、東淀川区内の3館につきましては、本年4月から「東淀川人権文化センター」として、従来の日之出人権文化センターに統合を行い、条例改正を行いました。もと南方人権文化センター、もと飛鳥人権文化センターにつきましては、貸室や本市事業の実施場所として活用するとともに、ボランティア団体やNPOなどの活動を支援するため、市民活動支援ブースを設置しているところです。

22年度からの全体のあり方につきましては、市民との協働、1区に複数ある人権文化センターや、「もと青少年会館」のあり方との整合性について検討い

たしまして、統廃合も視野に入れて、施設・機能を抜本的に見直し、今年度中に結論を出すこととしております。

9点目の「大阪市人権協会等の職員の雇用問題」につきましては、引き続き期間を限定して雇用に配慮いたすことといたしております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

阪井委員長：ただ今の京極市民局長の報告について、何か質問なり、ご意見はございませんか。

細見副委員長：何点かあるので、説明していただいたものに従うような形で質問させていただきます。一つは、理学療法士・作業療法士派遣事業について、理学療法士・作業療法士は注目されている職業で、需要も高まっていると思うんですけど、現状と、大阪市障害者支援計画の中でこの派遣事業はどれくらいの規模なり、対象者はどれくらいいるのか、具体的な姿が見えてこないんです。こういう人たちが余っているのか足りないのか、どのように支援計画の中で位置づけられているのか、そういうことがよくわからないので、この派遣事業をどうすればいいのかということが見えてこないというのがありますので、そこを教えてくださいというのが1点です。

奨学金は難しい問題で、一般的に考えれば、奨学金でお世話になって喜んで返すのが庶民感覚でして、そんな甘いことを言っているのではだめだと、返せない現実もあるじゃないかという反論もあるかと思うのですが、基本的には借りたものは返す。最近自治体などで給食費が払えないとか格差の問題が出てきて、そういう大きな流れで、各自治体が未収金をどうすればいいのかという議論が出ています。基本は借りたものは返す、その努力をするということで、その努力がみんなに分かれれば納得できるというのが一般的な考え方だと思います。じゃ、どうすればいいのかということになるんですが、こういう問題を抱えているということを率直に市民に訴えて、例えば一括放棄するとか、国基準を超えるものについては返還を求めるとか、大阪市独自基準でその幅を広げるとかこういうことを考えていって、こういうときのメリットはこうあるとか、方針決定前に皆さんに現状を知っていただくことが一番効果的な収束方法ではないかと思います。こういう問題があるということをオープンにしていく、収束方法としては市としてこうしたいがどうでしょうか、というようなことにしていくということだと思うんです。

もうひとつの問題は住所を確定して行って発送する、法的にはそういう方法になるかと思うんですけども、それよりむしろ一般的に議論を深めていって、広げていって返還を待つなり、この問題に対して解決しようと思われるような動きをまずやって、その後、次の段階に行くと。郵送するということはちょっ

と難しいような気がするんです。かえって、そういうことで生産的なことは生み出さないと思うので、そういう方法も含めて考えられるけどどうしたらいいのでしょうか。国や各自治体とも、情報を共有していく、話し合いしていくということが一番大切なんじゃないかと思います。

阪井委員長：今の細見委員の質問に対してお答えいただけますか。

中島施設運営企画担当課長：現状でございますが、経過を含めてご説明させていただきますと、障害者会館の中でリハビリをするということで理学療法士・作業療法士がリハビリに従事するという事業の位置づけをしていました。平成 15 年度に各障害者会館の管理運営について委託先を人権協会から社会福祉法人へ変更した際に、当時、理学療法士・作業療法士は人材もないということもございましたし、事業を継続する必要がある社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会に改めて委託し、現在も継続している状況でございます。年々少しずつでございますが利用者も増えている状況でございます。障害者の方で機能訓練の必要な方が、たくさん地域に暮らしていらっしゃる。施設が少ない中で障害者会館の事業を利用されて地域の中で暮らしていらっしゃるという方がいらっしゃいます。そういう意味でこの事業を活用している方がいらっしゃいますが、この間ご議論いただいた、障害者会館が地域に偏在しており、その結果、利用者が限定してくるという課題もございます。

また、一方で障害者の方が地域でリハビリテーションを受けたいというご要望をたくさんいただいております。大阪市としてもそういう体制の充実が必要ではないかということで、大阪市の障害者施策をどのように進めいくのかという基本的な理念、考え方を含めた「大阪市障害者支援計画・後期計画」を今年の 3 月に策定いたしました。これは今年度から 23 年度末までの計画でございますが、この中で、障害者の方の地域でのリハビリテーション体制の充実に努めるということで計画に盛り込ませていただいたところでございます。その中で、この事業をどうするかについては、支援計画は大阪市の障害者施策の大きな考え方を示すもので、具体の事業をどうするかということについては触れておりませんが、この事業についても今申し上げた計画の理念に沿って見直しをしていきたいと考えております。

何人くらいのニーズがあるのかということでございますが、計画は理念なので具体の数字は載せておりません。ただ、参考になるかどうかわかりませんが、障害者支援計画とは別に、障害者自立支援法の事業の必要数を盛り込んだ計画である「大阪市障害福祉計画」を別途作っております。この中であくまで目標数でございますが、平成 23 年度で機能訓練が必要な方は 183 人という数字が出ております。これにつきましては現在、今年度見直しをかけておりますの

で、今年度中に新たな計画をつくる予定をしております。

阪井委員長：奨学金のほうはどうか。

妹尾地域福祉支援担当課長：大学奨学金についてお答えさせていただきます。ただいま細見委員がおっしゃったように、京都市の総点検委員会、それをもとに設置された法的課題整理等研究会におきましても、やはり市民理解が得られるような方策が必要だという議論がされております。大阪市も同様に市民理解が得られるような処理方策を考えてまいりたいと思っています。この議論についてもっとオープンにというご質問であったかと思うのですが、この大学・高校奨学金の処理方策につきましては、京都市の状況も見ながら、大阪市的にどうあるべきかリーガルサポートの弁護士さんにもご相談しながら、ある程度成案ができるように努力している最中でございます。案ができた段階で市民の方、最終的には処理方策として条例なり議会の議決ということも考えられますので、もう少し整理が進みましたらオープンにしていきたいと思っております。

もう1点、住所を確定し発送すると、免除申請書や所得証明書の提出を求めるとか、ある程度処理方策が固まったら請求ということも考えられますが、奨学金を受けておられる対象の方は、同和地区にもともとお住まいの方で、今、市外に住んでいる方もおられることから、ただ単に請求書を送る、免除申請書を送るという点については慎重に扱ってまいりたいと思っております。そういうことからある程度議論がオープンになって知っていただくことは必要かと思っております。

情報交換については、京都市の情報については私どもも総点検委員会や委員会の情報は収集しておりますし、一定整理がついた段階で京都市へも内容の確認と考え方の整理もしていくことで情報交換してまいりたいと思っております。ただ、大阪市と京都市では仕組みのうで多少違いもございますので、必ずしもすべてが参考になるわけではないと思っておりますが、今現在議論されている免除基準の問題などは大阪市でも同じ議論がされておりますので、かなり参考になる部分もあると思いますので、情報交換も進めてまいりたいと思っております。

阪井委員長：ほかに何か。ご意見なりご質問ございませんか。

松下委員：2点お聞かせいただきたいのですが、まず1点、補助金・分担金について、大阪府とともに対応している補助金6事業、分担金3事業については、府と協議しながら共同で進められていると思いますが、これまでの府の取り組みと大阪維新プログラムのなかで一部廃止、削減になる部分もあるんですが、大阪市と

のカウンターパートとしてうまく進んでいっているのかどうか、そこに齟齬がないのかどうか、考え方の違い、見通し等について教えていただきたいというのが1点と、人権文化センターの統廃合関係で、東淀川区内の日之出に統合されましたが、南方、飛鳥の活用状況の現状や問題点がないかどうか教えていただければと思います。

森田市民局理事：補助金・分担金ですが、基本的におかれている財政状況は府と市共通だと思っております。表現の仕方等違う部分もありますが、現状認識については同一だと思っております。大きな枠で言いますと、一部文化面とか、何点か府と市でスタンスの違うものもありますが、この委員会を通じて検討していただいていた部分につきましては歩調は一致していると思っております。ただ、市会との関係では、特に附帯決議がついているような内容も一部ございます。そういった部分については、市会等からは更なる見直しといたしますか、要望等が出ている実態ではありますが、十分、府と協議しながら進めていきたいと思っております。

松下委員：大きな齟齬は今のところはないということですか。

森田市民局理事：府との関係では大きな齟齬は今のところ出ていないと考えておりますし、これからもできるだけ連携を密にして進めていきたいと思っております。

宮花人権室長：東淀川区の人権文化センター3館問題で、条例廃止した2館でございますが、もと南方・もと飛鳥の両館につきましては、事業としましては、貸館事業と、NPO育成、あるいはこれからは市民協働が大事ですので、NPOとかグループ活動をやってみたいという方のための支援ブースを10ブース設置しまして、それを公募しまして月ぎめ9,500円で使っていただくという事業と、施設が広いので、幅広く本市事業の取り組みを展開する場所として広く活用していただく、この3点を主眼にやっております。この4月から貸室も伸びておりまして、これまでも努力していただきましたが、平成19年度は利用率30パーセントくらいであったのが、飛鳥は今回7月で50パーセントを超えました。私どもも非常に喜んでいることです。NPOのブースですが、10ブース募集しましたところ、4団体から申し込みがあり、厳正な審査をした結果2ブース、2団体が使用しています。なぜ4団体しか応募がなかったのかという点については、募集の周知に問題があったのではないかと聞いておりますので、今度はそこを改めまして、9月から改めて取り組んでまいりたい、年内には10ブースを埋めていきたいと、こういう状況でございます。

細見副委員長：理学療法士・作業療法士派遣事業については、資料５で今後のスケジュールということで最後で、「障害者自立支援法に基づいて検討していて課題の検討に時間を要しているが、整理したうえで事業を見直して平成２０年度中に結論を出す」ということになっているわけですね。そういうことで理解していいんですね。障害者支援といった場合の障害者というのは、障害を持つ人とか高齢者の方など障害者という概念が広がっているし、いつ私たちが障害を持つかもわからないということもありますし、広く考えてそういう機能訓練をサポートしてくれるスタッフと考えているわけです。こういう優秀なスタッフをたくさん育成してもらって、身近に訓練が受けられるなら、特にこの派遣事業にこだわることはまったくなくて、むしろ一般的にどんどん幅を広げて育成していくということで市民の理解を得られるのではないかと思います。

山田生活福祉部長：障害者の概念というのは、近年広がってきております。例えば障害者会館がスタートした時には主に身体障害者が中心でございましたが、知的障害の方、精神障害をお持ちの方、あるいは知的でも学習障害のような方、身体障害者手帳をお持ちの方でも、聴覚障害もあれば視覚障害もあれば内臓障害もあればと多様でございます。主に、理学療法士・作業療法士の関わっていただく部分につきましては例えば基本的な動作、座るとか立つとかそういう機能訓練、作業療法士の場合はいろいろな道具を介し編み物とか手芸とかを活用して、文字を書いたり着替えるとかという日常生活を送る。ともに国家資格でございます。この派遣事業がスタートしたときには、かなり人材が不足しておりました、大阪市も育成して派遣事業として構築したわけでございます。現在は、国が指定した大学や専門学校が増えてきておまして、需給のバランスがかなりとれてきている状況ではないかと思います。

今回対象となっておられます理学療法士・作業療法士の方々につきましては、短い方で１６年、長い方で３０年という非常に長い経験をお持ちでございます。医療現場のような例えば外科で入院したときにできるだけ早く歩かせるというような訓練も含めて、そういう医療現場で活躍されている療法士さんとは少し違った視点になります。福祉的な立場からの支援ということになりますが、そういう取り組みは今後も拡大、充実していく必要があると思います。ただ、このような形で常勤の職員さんとして確保することが可能なのかどうかということもございますし、事業形態など、しくみを検討し、オール大阪で支援を必要としている人たちに支援ができるように事業の構築をしていきたいと思っております。

細見副委員長：もと浪速第一温泉施設の活用ということで、国の方針というのは基本的には簡素化されるのか、どのように処分しやすくなっているのか、方針がどのように変わったのか教えていただけますか。

妹尾地域福祉支援担当課長：昨年の下半期ぐらいから財務省を中心に関係省庁が検討会を開催していると聞いており、基本的には近年における少子高齢化の進展や産業構造の変化等に対応するとともに既存のストックの効率的な活用を目指したもので、基本の流れとしては承認手続きの弾力化と明確化のための検討が行われております。厚生労働省に関しましては本年4月に通知がございまして、従来、承認手続きが必要だったものが一定の要件を満たせば報告だけでも財産処分が可能になったという点と、社会福祉施設に転用する場合は手続きが簡素化されるといった内容が今回改正の主な内容等となっております。

阪井委員長：市民局長から概括的な報告をいただいたわけですが、全体的に見て進捗状況が順調なのか、予定通り進んでいるのかなかなか把握できないものですから、その辺の大きな見通しをお聞かせいただければと思います。

京極市民局長：全体として進捗は順調に進んでいると認識しております。結果として課題として残ってきたものが3点ぐらい、奨学金の問題でありますとか、もと浪速第一温泉施設の活用、理学療法士・作業療法士の派遣、あと若干、訴訟等の手続きで遅れているもの、こういったものが結果として時間がかかっていると認識しています。今回、別紙にしましたこの3点について方向性が出れば、ほぼ全体として見直しが進捗した、メドがついた状態になるのではないかと思います。この3点が結果として最終のメドまで至っていない、方向性が出ていないということですから、この3点について方向性が出れば収束に向けての全体としてメドがたったという認識に立てると考えております。

阪井委員長：ほかに何か、質問なりご意見ございませんか。

細見副委員長：政策的課題の解消について、どれも進んでいるということでした、中学校昼食について課題なり、よりいっそう改善する点なりそういうふうなことをどのように見ていらっしゃるのかというようなこと、また、この資料4を上から下まで見ていきますと、事業委託された結果どうなのかとか、見直した結果どのようになっているのかというのも私たちは知りたいと思いますので、そのあたりで分かるところを教えてください。

藤巻学校保健担当課長：既にご報告させていただいたとおり、12校について給食を3月末に廃止いたしまして、その後昼食提供事業ということで4月から実施しております。この事業につきましては、今後全市展開ということで2学期からは新しく26校を予定しております。この12校につきまして、昼食提供事業にな

ってからの状況ということで、実は今、1学期の状況を学校に対しましてアンケートをお願いしたり、学校長より聞き取りを進めております。今後、事業の検証も進めてまいりたいと考えております。

細見副委員長：地域老人福祉センターについては事業委託をしておられるんですね。

山田生活福祉部長：20年21年度の2年間に関しまして提案方式で公募いたしまして、それぞれの業者、NPO法人等でございますけれども、現在も地域の交流センターとして高齢者を中心として供しております。手元に数字はございませんが利用者数は増えていると聞いております。十分活用されていると理解しております。

細見副委員長：さきほど飛鳥人権文化センターの利用率が30パーセントから50パーセントになったと、非常によかったと思うんですが、見直した結果、全くだめになっていたら何のための見直しかと思いますが、事業委託した場合でも、委託した効果がどういう面でどれだけあったかということをしっかり市民に報告していただくという形で、フォローアップをしっかりとさせていただきたいと思いました。

阪井委員長：では、よろしいですか。ほかに質問・ご意見はないようですので。

本日は、2月以降の事業等の見直しの進捗状況についてご報告いただきました。引続き精力的に取り組んでいただきたいと思います。最後に、事務局から何かございませんか。

それでは、本日の委員会はこれで終わりにさせていただきます。どうもご苦勞様でした。

林総務担当課長：阪井委員長どうもありがとうございました。

以上で本日予定しておりました議事は終了させていただきます。なお、今後、平成21年度予算編成の作業を行うこととなりますが、「地対財特法期限後の事業等」につきましても、一定の整理を図る年度でもありますことから、見直しの進捗状況、予算編成に向けての考え方なりをご報告させていただく本監理委員会を秋頃には開催したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。